

令和2年9月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和2年9月25日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市役所 市民ホール	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊟遅刻 ㊠早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	㊗ 12番 梶山 達男
㊗ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 村田 勝美	○ 立山 義典	○ 早坂 勇
○ 紙本 政信	○ 川下 實	○ 吉田 政明
○ 岩木 保徳	○ 松永 勝也	
○ 百枝 純治		
○ 松尾 和広		
○ 北川 廣海		
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 森田 俊行	次 長 辻田 三代子	係 長 田畑 徹二
副主任 前川 祐樹	主 任 川村 和夫	
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
7 番 松尾 奈津子	8 番 田 中 康	

事務局長

定刻となりましたので、ただ今から9月定例会を開会いたします。

始めに農地パトロールですが、23日の福島地区を最後に無事終わることができました。大変暑い中皆様にはご協力いただきまして誠にありがとうございました。今回はA分類と判断いたしました荒廃農地はなく、山林・原野化しましたB分類が全部でした。こちらの農地につきましては非農地処理を今後進めて参りたいと考えております。

次に任期満了に伴う農業委員と農地利用最適化推進委員の応募受付でございますが、9月3日から始めております。中間公表といたしまして9月17日の受付分までを市のホームページで公表しております。農業委員さんが1名、農地利用最適化推進委員5名の応募がっております。なお、昨日現在で農業委員が6名、最適化推進委員が7名の計13名の推薦がっております。委員の選出が既に終わっている地区もAかとは思いますが、終わっている地区につきましては推薦届の提出をよろしく願いいたします。それと本日資料としてお配りしておりますが、お手元に農業者年金の加入推進者の名簿をお配りしております。合わせまして農業会議の方からその際にお配りしてもらいますパンフレットが5部送ってきております。毎年でございますが松浦市は新規加入が2名というのが目標となっております。現在のところまだ0人ということで目標達成ができておりませんので、対象者がいらっしゃる所は一件でも多く回っていただき、加入推進に努めていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。総会終了後になりますが、農業委員会だよりの編集委員会を開催いたしますので、編集委員さんは残っていただきますようお願いいたします。それでは山川会長のご挨拶をいただきまして9月の総会に入りたいと思います。

会長

皆様こんにちは。本日はご多忙の中にご出席いただきましてありがとうございました。今回大きな台風9号、10号が長崎県寄りの最悪なコースを通過したところでございます。これに伴いまして農林課が巡回し、現地調査をして被害状況を取り纏めておりますが、それを見ましても特に施設を中心としてかなりの被害が出ております。今まで被害がなかったところにも被害が出ています。特に施設を中心にビニールが剥たり、本体が風で変形しているところがあります。委員さんの中にも被害に遭われた方が数名おられます。ハウスばかりでなくて中身も作物も被害を受けたところもありましたが、今回の台風は水稻の被害が少なかった、これは幸ではなかったかと思えます。

もう一つ、4月の委員会で今年は松浦市が宮中献穀田にあたっていますとお伝えしていました。清流の里木場で作付けをされ、いろんな行事が行われてきたところでございますが、明日最終的な行事、抜穂祭が行われます。皆様方の地区にも奉賛会会長、市長名で協賛金の依頼が来ていたのではないかと思います。地区の方にも協力をいただいて

いるところがございます。公費で支出できないという制約がありまして、市補助金等が支出できないため全額の2,000,000円ほどを寄付で賄うということで、市民の方、市内の企業関係機関から寄付で2,000,000円を調達しまして経費に充てることとなります。大方の行事が無事に終わりました、台風の被害もそうなかったと聞いております。11月23日の新嘗祭に向けて調整して代表の方が宮中まで行って献穀をするということになりますので、皆様方にご報告申し上げたいと思います。

それでは議案に入っていきます。その前に欠席の報告を行います。農業委員13番の田中晴美委員と12番の梶山委員から欠席届が出ております。また、推進委員の萩原委員が欠席、百枝委員から遅刻の届が出ております、本日の議事録署名人の氏名をさせていただきたいと思っております。7番の松尾委員と8番の田中康委員のお二人にお願いしたいと思っております。それでは各種報告から入らせていただきます。

事務局

各種報告に入ります。総会資料1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告でございます。2件でございます。

1件目は、令和2年8月11日に■■■■氏からあっせんの申し出があった分で、日程を調整中です。

2件目は、令和2年9月2日に志佐町田ノ平免■■■■氏からあっせんの申し出があった分です。種類は売買、対象農地は志佐町柚木川内免■■■■、柚木川内免■■■■の2筆 地目は田、合計面積は2,278平方メートルです。こちらについて、あっせん委員の決定をお願いいたします。

議長

場所は柚木川内ですので、百枝推進委員と鈴立推進委員によろしいでしょうか。百枝推進委員は遅れていますが、事務局の方で事前にあっせん委員をお願いしたところ、了承いただいておりますのであっせん委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

あっせん委員 はい。

事務局

農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について、ご説明いたします。1件目の貸人：■■■■氏、借人：■■■■氏の分から2ページ2件目、貸人：■■■■氏、借人：■■■■氏の方までの8件は農地中間管理事業への借り替え分になります。通知年月日は令和2年9月1日、同日受付です。

9件目の貸人：■■■■氏、借人：■■■■氏の方は、■■■■氏の後継者であられるお孫さんが借り受けるということで、借り替えのための解約でございます。通知年月日は令和2年9月1日、同日受付です。

10件目の貸人：■■■■氏 借人：■■■■氏から12件目の貸人：■■■■氏、借人：■■■■氏までの3件は■■■■株式会社への借り換え分になります。以上です。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出(相続)についてでございます。被相続人が志佐町白浜免■■■■氏、■■■■氏、相続人が志佐町白浜免■■■■氏。農地の所在は志佐町白浜免■■■■から志佐町白浜免■■■■までの田2筆、畑11筆、計13筆で合計面積は17,451平方メートルです。被相続人：■■■■氏は令和元年12月22日に■■■■氏は令和2年3月22日に死亡されており、令和2年7月3日に相続登記が完了したということで、相続人から令和2年9月14日に届出がされたもので同日受け付けております。

続きまして、申請事件の処理状況について資料に沿って読み上げさせていただきます。

< 申請事件の処理状況以下、資料読み上げ >

申請事件の処理状況

農地法関係

令和2年7月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	■■■■	■■■■	駐車場用地	253 m ²	R2.7.28進達中

提案事件の集計表

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積
		田	畑	計
所有権移転				
利用権設定	21	11,785.39 m ²	43,249.00 m ²	55,034.39 m ²
賃借権	12	6,639.00 m ²	22,281.00 m ²	28,920.00 m ²
使用貸借	9	5,146.39 m ²	20,968.00 m ²	26,114.39 m ²
計	21	11,785.39 m ²	43,249.00 m ²	55,034.39 m ²

意見書関係

申請事由	件数	面積		
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	2	3,468 m ²		3,468 m ²

承認関係

内容	筆数	面積		
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	2		1,992 m ²	1,992 m ²
松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付要綱の一部を改正する告示(案)について				
農業臨時雇い標準賃金の変更について				

議長 各種報告について、わかりにくいところとか質問とかございませんか。よろしいでしょうか。それでは付議事項に入ります。議案第48号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局 5ページをご覧ください。議案第48号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和2年9月28日としております。6ページに賃貸借の新規設定分、7ページに使用貸借の再設定分、使用貸借の新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。皆様からの掘り起こしの分でございます。見ていただいて誤りがなければ集積計画を決定したいと思いますけどんなでしょうか。よろしいでしょうか。計画どおり決定することに異議ございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって議案第48号は計画どおり決定することといたします。公告予定を令和2年9月28日とさせていただきます。
次に議案第49号 農用地利用配分計画(案)についてを議題とします。

事務局 12ページをご覧ください。議案第49号 農用地利用配分計画(案)についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条

第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出する
ものでございます。13、14ページがAtoAで■■■■氏へ貸付ける分で、
各筆明細と■■■■氏の経営状況を記載しております。15、16ページ
に公社が■■■■氏から借り受けた分を■■■■氏に貸付ける分の各
筆明細と■■■■氏の経営状況を記載しております。ご審議方よろし
くお願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。ここで質疑を受けたいと思います。この
配分計画について質疑等ございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見もないようでございますので、議案第49号は計画どおり配分
に問題ないとの意見を提出することといたします。

次に議案第50号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による
農地に該当するか否かの決定についてを議題とします。

事務局 議案第50号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による農地
に該当するか否かの決定についてご説明いたします。議案の20ページ
をお開きください。■■自治会長■■■■氏からの申し出で調川町白
井免■■■■ 登記地目：畑、申出地目：山林 1,477平方メート
ル。同じく白井免■■■■ 登記地目：畑、申出地目：山林
515平方メートルです。9月15日に益本農業委員さんと■■自治会長さ
んで現地の調査を実施いたしました。前のスライドをご覧ください
と思います。写真の1枚目2枚目に位置を示しています。ちょうど■■
■■公民館がございまして山の頂上にあたる部分になっております。現
地の状況につきましては今からお見せいたしますが既に山林化してお
ります。雑木、マテの木などが生い茂っておりまして、50年以上前か
ら耕作されておらず、こういった雑木が生えた状態でございます。現
地調査の結果、農地の復元は非常に困難な状況であり荒廃農地の可否
判断においてはいずれも「可」が妥当であると判断しているところで
ございます。以上ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。ここで質疑を受けたいと思います。その
前に益本委員さんに状況をお願いいたします。

11番 農業委員11番の益本です。9月15日に事務局の皆さんと現場確認をし
ました。写真に写っているとおりで、また事務局が説明されたとお
りで大きな木がいっぱい立っていて元の状態に戻すのは至難の業だと見
てきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 今、確認にいかれた益本委員さんからも農地に戻すのは厳しいだろうと。50年以上前から耕作されていないので戻すのは無理という判断をいたします。皆様方の質疑を受けたいと思います。この案件につきまして質問等ございませんでしょうか。

推進委員 推進委員13番の早坂です。土地の所有が国とか県とか地区が所有というのは存在するのですか。固定資産税もかかっているのですか。

事務局 ■地区は市役所から認可をもらった認可地縁団体ということになっておりまして、認可地縁団体は土地とか不動産を所有することが可能になっております。その関係でその土地をもともと所有していたということで、今後、ここには風力発電ができることになっています。

議 長 登記名義人が■免となっているからそのような質問だったと思いますが、地縁団体は一般的に自治会名での登記が多いです。免で登記というのは少ないですね。他に何かございませんか。

5番 農業委員5番の武部です。この前までは年数が入っていませんでしたが年数を入れてもらえて非常にわかりやすくなっていました。半世紀以上こうなっているということですね。一目でわかりますね。非常にわかりやすくなったと思います。ありがとうございました。

議 長 他に何かございませんか。ご意見もないようでございますので、非農地通知を交付するという事によろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 議案第50号については非農地通知を交付することといたします。
次に議案第51号 松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付要綱の一部を改正する告示案についてを議題とします。

事務局 総会資料21ページをご覧ください。議案第51号 松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付要綱の一部を改正する告示（案）でございます。松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付要綱（平成19年農業委員会告示第11号）の一部を改正する、第6条及び第7条中「松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付指令書」を「松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付決定通知書」に改める、第9条中第4項を削る、様式第2号を「別紙」のように改める。様式第4号を削る。この告示は告示の日から施行するというものでございます。改正理由については、事務手続き上の実態に合わせるためです。23ページから25ページの新

旧対照表をご覧ください。第6条及び第7条については、助成金交付指令書の表記を助成金交付決定通知書に改めております。これは、全庁的に補助金等を決定する際の通知には、決定通知書と表記されているものがほとんどであり、他の要綱の表記に合わせるためです。また、24ページに記載しております、様式第2号の中段に交付条件の(1)で文言を追加しています。そして、返還の対象となる項目を様式に追加いたしました。それから、第9条第4項を削除し、併せて様式も削除しております。これは補助金の返還が生じた際に市に提出する申出書のことですが、その申出書を削除するものです。これまで返還に該当するもののほとんどが農地の貸し借りの途中での解約であり、その際は、農地の出し手、貸し手の合意に基づいた農地法第18条第6項の規定による「合意解約通知書」を提出していただくことになっているため、その通知書をもって返還処理を行っていたのが実態です。そのようなことで、申出書は必要ないことから削除することといたしました。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 農地所有適格法人というのを追加したのですか。

事務局 前回の改正の際、集落営農法人は追加していたのですが、様式に入れていなかったのを追加いたしました。

議 長 議案の説明がありましたように、交付指令書を交付決定通知書に改めるということで全庁的にこういうことで改めるということがございます。このことについて皆さんから質疑等ございませんでしょうか。

推進委員 推進委員2番の大久保です。この文言に対して自分が所有する農地が10アールないとこの助成金が受けられないとあるのですが、松浦市においては、新規の農業者を募っているのに農地を持たないと助成金を受けられないということが反するような気がして、その文言というのはその10アールというのはどうしてもやっぱり外せないというところがあるのですか。実際農地を持っていない方がこれに該当されて私が助成金をもらえると説明していたところ、そういうのがあって残念だったと思いましたので、交付を受けたいと新規で始められた方に対して、助成金がもらえないというのが意に反するのではないかと私は思いましたので、事務局のほうにこの場で質問させていただきました。

事務局 ご意見をいただきましたので、今後こちらの方で要件について、もう一度検討させていただきます。

議 長 今、大久保推進委員から出されました市内に住所を有し、10アール以上の農地を有する農家について、これは農地法上の問題もありましてそこらを調査して、問題がなければこれは市単独の要綱ですから法律要件をクリアするようであれば、庁内で調整できる事案じゃないかと思っております。それを含めてちょっと検討させてください。10アールを持たない人でも農地を借りたいという方がおられるのだらうと思いますので、検討させてください。他に何かございませんか。

1番 農業委員1番の伊藤です。会長が今検討させてくださいと言われたのは、その下限面積の50アールということじゃないのですか。

議 長 下限面積ではありません。所有面積の分です。他に何かございませんか。ご意見もないようでございますので、案のとおり決定することに異議ございませんか。

委 員 はい。

議 長 異議なしと認めます。よって議案第51号は改正案のとおり決定することといたします。この告示は9月28日から施行いたします。

次に議案第52号 農業臨時雇い標準賃金の変更についてを議題とします。

事務局 27ページをご覧ください。議案第52号 農業臨時雇い標準賃金の変更についてご説明いたします。令和2年度における農業臨時雇い標準賃金についてお示ししておりますとおり、変更いたしまして公表するものでございます。今回の変更は農業臨時標準雇い賃金の日額産業別全て同じでありまして、1時間790円を800円に引き上げるものでございます。引き上げの理由といたしましては、長崎県の最低賃金が10月3日から1時間あたり790円から793円に3円引き上げられることに伴い改定するものでございます。これまでも何度か変更しておりますが、10円単位で引き上げを行っております。以上で説明を終わりますご審議方よろしくお願いたします。

議 長 議案の説明が終わりました。本来であれば15円程度上がる予定でございましたけれども、コロナのこともありまして3円値上げということになりました。10円単位で標準賃金を決めていますので793円から800円にということでのご提案でございます。ご審議をしていただきたいと思います。何かご意見ございませんか。

(意見なし)

議 長 標準賃金は800円ということで決定してよろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 この表のとおり800円ということで決定し公表することといたします。次に機械作業その他の請負料金の件についてもご検討いただければと思います。

推進委員 推進委員13番の早坂です。育苗は幅を持たせず600円でよくないのですか。

議 長 幅を持たせたのは当用買と予約では金額が違います。だから、前回は幅を持たせています。例えば、予約すると安いのですが、当用買すると高いので、そこで幅を持たせたということです。JAの育苗センターの苗代を参考に決めさせてもらっています。この分についてはよろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 それでは議案52号 標準雇い賃金の変更については議案どおり決定することといたします。以上をもちまして議案の審議を終わります。

皆様方から総括としてご意見ございませんか。農業委員の推薦人選についてはご苦労かけております。9月末までとしておりますので、引き続き皆様にはお世話おかけしますがよろしく願いいたします。他に何かございませんか。ないようであれば、次回の総会でございますが10月27日、火曜日、13時30分から市民ホールを予定しております。総会終了後は研修会を予定しています。農業委員会では年1回は研修をすることになっていきますので長崎県農業会議のほうから講師を招いて研修会を行う予定にしております。

それでは、以上をもちまして9月の定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉 14 時 55 分